

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月及び同年5月
② 昭和53年9月
③ 昭和54年5月
④ 昭和54年7月
⑤ 昭和55年8月から60年6月まで
⑥ 昭和61年1月から同年3月まで

会社を退職したら、国民年金に継続して加入するということは知っており、国民年金保険料は全て納付していたと思う。昭和55年8月以降は、会社を退職した同年8月にA社会保険事務所（当時）で国民年金の再加入手続を行い、保険料は金融機関の営業係や窓口で納付していた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥について、申立人は、申立期間後の昭和61年4月から、国民年金保険料は現年度納付し、また、申立期間前の60年7月から同年12月までの保険料は62年9月10日付けで発行された過年度納付書により納付していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても、申立人は、送付されてきた納付書により納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間

が現年度納付された形跡は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

また、申立期間②、③及び④について、申立人が転居したとするC市の国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和53年7月22日に同市に転居していることが確認できるが、国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらず、申立期間はいずれも国民年金に未加入の期間であり、オンライン記録とも一致することから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、会社を退職した昭和55年8月に国民年金の再加入手続を社会保険事務所で行ったと主張しているが、当時、再加入手続を社会保険事務所で行うことができない上、B市の国民年金収滞納リストにおいて、申立人が、同リストに登載されたのは昭和61年度であり、国民年金保険料の納付は昭和61年12月27日以降であることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は過年度納付することが可能であるものの、保険料を遡って納付したとの主張は無い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、養子縁組中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年12月まで
② 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間当時は織物業を営んでおり、申立期間①の国民年金保険料については、妻が納付書により納付した記憶が有ると言っている。また、申立期間②については、免除申請した記憶も無く、納付しているはずなので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和57年12月から58年3月までについて、申立人は、当該期間前の52年4月から57年11月までの国民年金保険料は納付済みであり、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の昭和57年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、当該期間の保険料について、この納付書により納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和58年4月から同年12月までについて、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、当該期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において保険料を過年度納付したことを示す記録が無い上、特殊台帳の摘要欄にも納付書を発行した旨の記載は見当たらない。

また、申立期間②について、上記の国民年金収滞納リストには申請免除であることを示す「メ」の表示が有り、特殊台帳及びオンライン記録においても、申立期間を申請免除と記録していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について申請免除を受けていたものとみるのが相当である。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間①のうち、昭和58年4月から同年12月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで

昭和48年末頃に自営業を始め、しばらくの間は国民年金保険料の納付ができなかったが、納付できるようになってからは、元夫が国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に納付していたはずである。申立期間は元夫が納付済みであるのに私が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその元夫は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の元夫は過年度納付していることが領収済通知書により確認できる。

また、申立人とその元夫は、申立期間前の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を53年11月に過年度納付し、同年7月から55年6月までは定額保険料に加え付加保険料も納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立期間当時、申立人とその元夫は、同様の納付行動をとっていたものと推認できることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め60歳到達時まで保険料を全て納付済みであることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月

昭和55年3月に勤務先を退職後、妻が同年4月に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。私の所持している年金手帳にも初めて被保険者となった日は同年4月24日と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している年金手帳において、国民年金欄に「初めて被保険者となった日 昭和55年4月24日」と記載され、「被保険者の種別」は任意加入したことを示す「任」と記録されていることから、同日に国民年金の任意加入手続きを行ったものと推認される上、昭和55年5月及び同年6月の国民年金保険料を手書き納付書により納付していることが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて確認できることから、申立期間の納付書についても国民年金加入手続き時に併せて発行されたものと考えられ、申立人は、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

父親は、私が20歳になった頃、A市より委託された町内会婦人部の方に国民年金の加入手続きを行い、当初は父親が、22歳頃からは私自身が集金人に保険料を納付していたと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、当初は申立人の父親が、22歳頃からは自身が、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和46年*月*日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

また、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 58 年 9 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたはずであり、納付ができない時期は免除をしてもらっていたと思う。申立期間①及び②について、未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであり、納付ができない時期は保険料を免除してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が国民年金保険料の納付又は免除申請を行うには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号は、昭和 58 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、この時点で申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

また、国民年金保険料の申請免除の承認は、申立人が国民年金に加入した昭和 58 年 12 月当時、申請のあった日の属する月前における直近の基準月からとされていたことから、保険料が同年 10 月から申請免除となってい

ることに不自然さはなく、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の保険料を免除した旨の記載は無い。

さらに、申立期間②について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、現年度保険料として納付された記録は見当たらず、保険料が免除されたことを示す記録は無く、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張も無いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付又は免除されなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年1月までの期間及び63年10月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から62年1月まで
② 昭和63年10月から平成元年3月まで

申立期間の国民年金保険料は申請免除されていたが、将来年金が少しでも多くなるようにと思い、申立期間の保険料を追納した。免除とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の申請免除を受けた申立期間①及び②について、追納したと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の申請免除期間である昭和62年2月から63年9月までの期間及び平成元年4月から同年6月までの期間について、9年2月以降4回に分けて、計23か月分25万3,160円の保険料を追納していることが確認できるものの、申立期間①及び②については、オンライン記録において、保険料を追納した形跡は見当たらない上、追納する場合の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

また、申立期間①について、申立期間後の昭和62年2月から63年3月までの国民年金保険料を、平成9年2月14日に追納の申出を行っていることがオンライン記録により確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により追納することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2219 (事案 1784 の再申立)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金は、昭和 38 年 2 月頃、結婚を契機に妻が加入手続を行い、国民年金保険料は、私又は妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間について、妻の国民年金手帳を調べたところ、納付済みとなっており、私だけが未納とされていることには納得できないので、再申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和 40 年 11 月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その妻の国民年金手帳は申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、自身の保険料についても納付していたはずであるとして再申立てしている。

しかしながら、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月に払い出されていることから、申立人の妻は、申立期間について国民年金

保険料を現年度納付することが可能であるが、申立人については、上述のとおり、相手帳記号番号が40年11月に払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立人又はその妻は、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできなかつたものと考えられ、申立人の再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言及び資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。